

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 平成30年第4回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第158号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について

資料1 新旧対照表

平成30年11月21日

健康福祉局

川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例 平成24年12月14日条例第66号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第2条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p>	<p>○川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例 平成24年12月14日条例第66号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第2条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p>

改正後	改正前
この条例は、平成25年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この改正条例は、平成31年4月1日から施行する。</u>	この条例は、平成25年4月1日から施行する。